

有する者は、意見書を書面により提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限
平成17年5月2日
- (2) 提出先
熊本県土木部都市計画課
(〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号)
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 準備書についての環境保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

熊本県公告第203号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定により一般国道3号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣IC～県境間）〔都市計画道路ひばりヶ丘袋線〕に係る環境影響評価準備書の記載事項の説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年3月18日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 都市計画決定権者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
 - (2) 住所 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一般国道3号（南九州西回り自動車道）芦北出水道路（水俣IC～県境間）〔水俣都市計画道路 1・4・1号ひばりヶ丘袋線〕
 - (2) 種類 一般国道の改築
 - (3) 規模 延長約8.6km
- 3 対象事業が実施されるべき区域
熊本県水俣市の一部（環境影響評価準備書において表示する区域）
- 4 関係地域の範囲
熊本県水俣市の一部
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時
平成17年3月31日 午後7時から
 - (2) 場所
水俣市総合もやい直しセンター「もやい館」3階ホール
(水俣市牧ノ内3-1)

登載依頼

熊本県木材流通対策協議会公告第2号

平成16年度熊本県木材流通対策協議会（第2回）を次のとおり開催する。

なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月18日

熊本県木材流通対策協議会

- 1 開催日時
平成17年3月24日（木）
午前10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階林務水産部会議室
- 3 議題
 - (1) 素材流通の現状、課題、今後の見通しについて
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、住所、氏名を記入したうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県木材流通対策協議会事務局（熊本県林務水産部林業振興課木材流通対策室）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 5636）

熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会公告第2号

熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会（第3回）を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月18日

熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会

- 1 開催日時
平成17年3月23日（水）
午後1時30分から3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館10階林務水産部会議室
- 3 議題
(1) 熊本県木質系バイオマス利活用計画（最終案）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、住所、氏名を記入したうえで、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県木質系バイオマス利活用計画検討委員会事務局
（熊本県林務水産部林業振興課木材流通対策室）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 5636）

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月18日

熊本県公営企業管理者 永田 昭三

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「職員」を「技術の職員及び業手の業務に従事する職員」に改める。

第8条第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第2条 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第3条 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第5号を次のように改める。

(5) 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2中「第5条第3項、第6条の2第3項及び第8条第2項」を「第5条第3項及び第6条の2第3項」に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から、第3条の規定は平成19年4月1日から施行する。

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会公告第3号

第3回熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会を次のとおり開催する。

平成17年3月18日

熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会委員長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成17年3月18日（金）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県における福祉サービス第三者評価システム検討にあたっての基本的な考え

- 方について
- (2) 熊本県における福祉サービス第三者評価システム検討について（各論）
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価システム検討委員会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班)
(電話 096 - 383 - 1111 内線 7022、7027)

熊本県地域福祉推進委員会公告第1号

第7回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成17年3月18日

熊本県地域福祉推進委員会委員長 由井照二

- 1 開催日時
平成17年3月22日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
- (1) 熊本県地域福祉支援計画の進捗状況について
- (2) 今後の地域福祉の推進について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該協議会の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域福祉推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課地域福祉企画班)
(電話 096 - 383 - 1111 内線 7022、7027)

水俣湾魚類水銀検討会議公告第1号

第2回水俣湾魚類水銀検討会議を、次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月18日

水俣湾魚類水銀検討会議会長

- 1 開催日時
平成17年3月28日（月）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
県庁新館2階 AV 会議室
- 3 議題
- (1) 水俣湾等魚類水銀追加調査結果について
- (2) 平成17年度の調査方法について
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
水俣湾魚類水銀検討会議事務局（熊本県環境生活部環境保全課水保全対策室水質保全班）

(電話 096 - 383 - 1111 内線 7356)

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月18日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号キ(工)中「第12条」を「第12条第1項」に、「第15条」を「第12条第1項」に、「において重度以上」を「における重度」に、「と判定され」を「の判定結果に基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

